

質 問 回 答 書

- 1 本質問回答は、令和 6 年度に消防局総務部施設課が公募する 2 件の照明設備LED化簡易型ESCO事業（「京都市消防局本部庁舎及び消防署所等 1 1 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業」、
「京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業」）に適用します。
- 2 「該当する事業」列に○印のある質問回答は、印のある事業にのみ適用する質問回答です。
- 3 本質問回答書は、令和 6 年度に消防局総務部施設課が公募する 2 件の照明設備LED化簡易型ESCO事業の全てのHPに同じものを掲載しています。
- 4 質問事項は原文のままで、質問数は 2 3 問です。
- 5 回答で使う用語については、以下を意味するものとします。

No. ○○	…	本質問回答書の○○番目の回答
募集要項	…	「該当する事業」列に○印のある事業の公募型プロポーザル募集要項
仕様書	…	「該当する事業」列に○印のある事業の照明器具・工事仕様書

NO.	該当する事業		質問事項	回答
	消防局 本部庁舎等 11施設	消防学校等 13施設		
1	○		様式第13号使用照明器具提案書について 番号56、58、59、66、69、73「P1」、「01」、「02」、「意2」、「意5」、「意9」について、高所作業が想定されますが、設置高さを御教授下さい。	事業提案の段階では、高所作業を見込む必要はありません。 なお、「募集要項 2 事業概要 (6) ※1」のとおり、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、高所取付作業費を別に加算できることとします。
2	○	○	様式第13号使用照明器具提案書について 番号61、「04」について、「ポール含む」と記載がありますが、ポール毎取替という認識でよろしいでしょうか。その場合、ポールの基礎も取替ということでしょうか。また、掘削等も必要になりますが、その一連の費用は、調査結果に基づき加算してもよろしいでしょうか。ご教授下さい。	「04（地中埋込型 LED（電球色） ローボールライト 防雨型/地上高1000mm程度 白熱電球100形1灯器具相当 ※ポール含む）」については、ポール及び基礎ごと取り替えるものとします。ポール、基礎、掘削に係る費用は別途加算ではなく、提案に含むものとしてください（なお、提案においては、基礎サイズは「400×400×600」とします。）。 なお、リニューアル用器具などで、メーカー標準の施工方法が示されている場合、基礎に限り、再利用して照明器具を更新する手法も提案可能とします（ポールの再利用は不可）。
3	○		様式第13号使用照明器具提案書について 番号66、69「意2」、「意5」について、ナイター照明かと存じますが、設置高さを御教授下さい。また、固定金物等の図面はありますでしょうか。 図面がない場合、設置方法の詳細を調査時で確認する必要があり、高所作業車等が必要となりますが、調査段階での高所作業車費用について、加算してもよろしいでしょうか。	事業提案の段階では、高所作業を見込む必要はありません。 また、固定金物等の図面はありませんので、メーカー標準の取付金物による施工方法を見込み、提案してください。 なお、「募集要項 2 事業概要 (6) ※1」のとおり、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、高所取付作業費を別に加算できることとします。
4	○	○	募集要項 2 事業概要 (7) エネルギー及び電気料金の削減量 について 使用量、電気代の削減数値について明示いただいておりますが、調査の結果、灯数、器具、が変更となった場合については、この数値（＝ベースライン）については、変更いただける、ということでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」に記載した削減量と削減額は、公募に対する提案上、様式において必要事項を入力した際に満たすべき最低限の数値を示すものです。 公募時点で本市が提示している機器の種類・数量は提案及び審査用であり、最終的な種類・数量は、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定しますが、その内容はベースラインに反映することが可能です。
5	○	○	公募型プロポーザル募集要項 2 事業概要 (3) アについて 選定された器具について、社会情勢上、照明LED化が全国各地で進んでおり、器具、また材料が逼迫し、納期に間に合わない材料も出てくると想定されますが、この点は柔軟に御協議していただけますでしょうか。	「募集要項 15 事業実施に関する事項 (3)」のとおり、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行い対応するものとします。
6	○	○	公募型プロポーザル募集要項 別紙について （注4）で一部セクションは土曜日及び日曜日の指定あり。とありますが、具体的にはどのお部屋を示唆しておりますでしょうか。ご教授下さい。	施工時点の運用状況等にもよりますので、現時点で具体的に室名称を示すことはできません。事業提案の段階では、同別紙に記載の作業可能日時に従い提案書を作成してください。 なお、「仕様書 3 工事仕様 (8)」のとおり、実際の作業に当たり変更を指示する場合や、受注者からの申出により協議、調整を行うことができるものとします。
7	○	○	募集要項10 (4) について 電気使用料金については、その時々によって料金に変動があるかと存じますが、その点については、ご考慮していただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」のとおり、エネルギー削減量についてのみ最低限の数値を示していますので、電気料金の変動は提案の達成に影響しません。

NO.	該当する事業		質問事項	回答
	消防局 本部庁舎等 11施設	消防学校等 13施設		
8	○	○	募集要項 11 ESCO事業提案提出書類・作成要領について 様式第14号・15号についてはフォントサイズが10.5ポイントと指定されていますが、その他様式においては、フォントサイズの指定はございませんでしょうか。	その他の様式につきましては、フォントサイズ・書体の指定は行いませんが、印刷時に明瞭に表示されるよう配慮してください。 なお、本市が書式を変更できないように設定している様式で印刷に問題が生じる場合は、「募集要項 4 公募型プロポーザルに係る担当部署」に記載の、施設担当まで御一報ください。
9	○	○	募集要項 15 事業実施に関する事項 (3) ア 基本的な考えについて 提案が達成しないことによる損失については、原則として事業者が負担する。ただし・・・ということに記載いただいておりますが、この内容については、今後における「電力会社の値上げによる未達成」も含まれることとし、別途ご協議いただけることでよろしいでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」のとおり、エネルギー削減量についてののみ最低限の数値を示していますので、電気料金の変動は提案の達成に影響しません。
10	○	○	仕様書 1 業務内容 (9) について 球交換でも可能な器具について記載いただいておりますが、電気代、CO₂排出量削減の観点から、球交換可能となっている器具以外のものについても球交換での対応は可能でしょうか。	事業提案の段階では、全ての器具について、球交換での対応は想定しないこととしてください。 詳細設計の段階であっても、当該項目で明記されていない照明器具を球交換のみで対応することは、原則できません。 ただし、「募集要項様式 第13号 参考資料 指定外器具一覧 S2」や、施工上、球交換が明らかに合理的である場合は、施工計画書においてその旨を示していただくことで、別途協議を行い対応することが可能です。
11	○	○	仕様書 1業務内容 (9) について 「ダウンライト等・・・容易にLED化」できるものの種類別と数量別をお示しいただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
12	○	○	仕様書 1 業務内容 (10) について 調光器を使用している場合は、調光対応とすること、と記載されておりますが、現時点で把握されている箇所がありましたら、ご教授ください。 また、既存調光システムの方法（コントローラー、リモート等）並びに無線調光を使用されている箇所についてもご教授ください。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
13	○	○	仕様書 2照明器具の仕様 (1) 共通 カについて 「埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないよう処置を行うこと。」とありますが、隙間が空く場合は、リニューアルプレートを取り付ける対応でよろしいでしょうか。また、リニューアルプレートを取り付ける場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	事業提案の段階では、リニューアルプレートによる対応は見込まないでください。 現地調査及び詳細設計の段階で、事業者において種類・数量を確定し、契約金額に反映することとしますが、使用箇所は最小限としてください。
14	○	○	仕様書 2 照明器具の仕様 (1) 共通 コ について 既設照明がステンレス製である場合は、仕様を同等とする、との記載がありますが、現時点でステンレス製が設置されている箇所がわかればご教授ください。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。

NO.	該当する事業		質問事項	回答
	消防局 本部庁舎等 11施設	消防学校等 13施設		
15	○	○	仕様書 2照明器具の仕様 (3) イ、ウについて 「イ 誘導灯及び非常用照明器具についても、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、一方、「ウ 既存の専用型非常用照明器具については、引き続き使用するものとし、LED化は行わない。」とされています。 こちらは非常用照明器具（別置型）については、LED化はしないという認識でよろしいでしょうか。また、別置型については、取替対象数量に含まれているのでしょうか。 含まれておりましたら、どれくらいの数量かご教示願います。 なお、別置型でも取り換え対象である場合、別置型には、ACタイプとDCタイプがあると思いますので、どの箇所がACタイプかDCタイプかのお示しいただけますでしょうか。	専用型非常用照明（非常用照明として単独で設置されており、一般照明と一体の照明でないもの）のLED化は行わないため、取換対象数量に含まれていません。 一般照明と非常用照明が一体となった照明器具は、取換対象数量に含まれません。 電源のタイプについては、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において確定していただきます。
16	○	○	仕様書 2照明器具の仕様 (3) イについて 「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、誘導灯については、各施設により消防署へ非常用照明誘導灯で届出をされている、されていないケースが考えられます。届出の有無により、登録された器具を準備しないと考えますが、各施設の届出情報をお示しいただけないでしょうか。	事業提案の段階では現状の届出状況は考慮不要とし、本市が提示する数量等を基に提案を行ってください。 具体的な種類・数量については、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、現状の仕様を維持する形で、事業者において確定していただきます。 なお、届出情報については、詳細設計の段階で、可能な範囲で提示します。
17	○	○	仕様書 3 工事仕様 (2) について 設置作業に使用する材料はすべて新品とする、とのことですが、既設灯具の取替設置に必要な部材のことであり、灯具へ配線されている電力ケーブルについては、既設流用する、ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	○	○	仕様書 7照明器具の保証等 (1) について 「照明器具の保証期間は5年間とし、うち2年間については交換費用も受注者において負担するものとする。」とありますが、3年目以降の交換費用は発注者様で負担するという認識でよろしいでしょうか。 また「誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。」とありますが、この蓄電池取替に係る費用は発注者様負担でよろしかったでしょうか。	前段はお見込みのとおり、保証期間の3 年目開始日から最終日までの間については、器具交換に伴う施工費用のみ本市が負担します。 後段の蓄電池については事業者の保証対象としないため、照明器具本体の保証期間の始期から最終日までの間、一貫して本市が負担して交換します。
19		○	様式第13号使用照明器具提案書について 番号56、59、75「P1」、「02」、「意11」について、天井直付型とありますが、どのような場所で使用されているのでしょうか。照明はH鋼材に固定されているのでしょうか。また、その場合、LED取替設置時にH鋼材への固定方法については指定があるのでしょうか。なお、その費用は調査結果に基づき加算してもよろしいでしょうか。ご教授下さい。	No. 3 の回答を参照してください。

NO.	該当する事業		質問事項	回答
	消防局 本部庁舎等 11施設	消防学校等 13施設		
20		○	様式第13号使用照明器具提案書について 番号56、59、75「P1」、「02」、「意11」について、高天井照明であり、高所作業が想定されますが、設置高さを御教授下さい。	No. 1の回答を参照してください。
21		○	様式第13号使用照明器具提案書について 番号66、68、69「意2」、「意4」、「意5」について、ナイター照明かと存じますが、設置高さを御教授下さい。また、固定金物等の図面はありますでしょうか。 図面がない場合、設置方法の詳細を調査時で確認する必要があり、高所作業車等が必要となりますが、調査段階での高所作業車費用について、加算してもよろしいでしょうか。	No. 3の回答を参照してください。
22		○	募集要項別紙（事業対象施設）について 事業対象施設の中に、学校が入っておりますが、作業可能時間は「平日」でよろしかったでしょうか。	事業提案の段階では、同別紙に記載の作業可能日時に従い提案書を作成してください。 なお、「仕様書 3 工事仕様（8）」のとおり、実際の作業に当たり変更を指示する場合や、受注者からの申出により協議、調整を行うことができるものとします。
23	○	○	仕様書 3工事仕様（11）について 大気汚染防止法のR4.4.1付改正に伴い、天井穴あけ等の加工が生じる場合、建物の改修にあたることから、アスベスト事前調査と保健所への報告が施工者の義務であり、必要になるかと考えますが、アスベスト調査が不要と判断できる設計図書はありますでしょうか。また、アスベスト調査が伴う場合は、発注者様の協力が必要であり、工期延期とともに別途調査費用を考慮していただけますでしょうか。	対象となる施設は全て古い施設であるため、天井に穴あけ加工が生じる箇所は全箇所レベル3相当のアスベスト含有みなしとして施工していただく必要があります、事業提案の段階で必要な費用を見込んでください。 なお、事業提案の段階では、「天井穴あけ加工が発生する場合」は、「非常灯一体型照明を専用型非常用照明に交換するために、新たに天井穴あけ加工が必要な場合」のみを想定してください。 届出等については、現地調査及び詳細設計の際に、再度、築年数や建築図面などを基に調査し、関係各所へ提出していただく必要があります。